

「建設業法施行令の一部を改正する政令案」に関するパブリックコメントの
募集結果について

平成28年4月6日
国土交通省
土地・建設産業局建設業課

国土交通省では、平成28年2月29日から平成28年3月29日まで、「建設業法施行令の一部を改正する政令案」に関する意見の募集を実施しましたところ、25件のご意見を頂きました。

お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりまとめましたので公表いたします。なお、ご意見につきましてはとりまとめの便宜上、分割や集約をさせていただいております。また、今回のご意見の募集の対象となっていない事項に関しましても、今後の施策の参考とさせていただきますと考えております。

皆様の御協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政に御理解・御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○寄せられたご意見の概要とご意見に対する国土交通省の考え方

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
金額要件は、消費税抜きの金額を基準として算定するべきではないか。	消費税は消費一般に負担を求める間接税であり、取引の各段階において適正に転嫁される必要があることから、「請負代金の額」その他の個々の取引に係る請負代金に係る用語については、建設業法上消費税の額を含むものとしております。
専任の現場配置技術者を必要とする建設工事の請負代金の額の下限は、より大幅に引き上げるべきではないか。	本改正は、物価上昇及び消費税増税分を踏まえて、専任の現場配置技術者を必要とする建設工事の請負代金の額の下限を引き上げるものです。
専任の現場配置技術者を必要とする建設工事の請負代金の額の下限の引上げは、大きすぎるのではないか。	
本改正における金額要件の引上げ額の根拠を示していただきたい。	
今回の金額要件の見直しに伴い、監理技術者に必要な指導監督的実務経験と認められる発注者から直接請け負う建設工事の請負代金の額は変更しないのか。	今回の金額要件の見直しにおいて、監理技術者に必要な指導監督的実務経験と認められる発注者から直接請け負う建設工事の請負代金の額は変更いたしません。

<p>今回の金額要件の見直しにより特定建設業の許可が必要となる下請代金の額の下限が引き上げられることにより、元請負人による下請負人の保護がおろそかになるのではないか。</p>	<p>今回の金額要件の見直しにより特定建設業の許可が不要となる元請負人による下請負人の保護は、建設業法第24条の3に基づく下請代金の支払義務により担保されるものと考えております。</p>
<p>現行法上は下請代金の額の多寡により、建設業者が主任技術者又は監理技術者のいずれを配置するかが定められているが、建設工事の難易度はその請負代金の額に必ずしも左右されないため、建設工事の難易度に応じた技術者の配置のあり方についても検討していただきたい。</p>	<p>技術者の適正な配置のあり方については、本年1月より開催されている中央建設業審議会・社会資本整備分科会産業分科会建設部会基本問題小委員会において、検討を行っているところです。</p>
<p>本改正の公布から施行までの期間が短いのではないか。</p>	<p>本改正は規制緩和措置であり、速やかに施行されることが望ましいところですが、例えば公告済みの工事について契約までの期間内に金額要件が変更された場合、受発注者間で混乱が生じるおそれがあることから、約2ヶ月間の周知期間を確保しております。</p>
<p>工期の短い小規模な建設工事については、現場代理人が監理技術者を兼任することができるようにしていただきたい。</p>	<p>建設業法上、現場代理人が監理技術者を兼任することは禁止されておられません。</p>
<p>本改正の施行前に受注した建設工事であっても、施行後に監理技術者の配置が不要となる工事については、発注者からの承諾が得られた場合には、主任技術者の配置で足ることとしていただきたい。</p> <p>-----</p> <p>本改正の施行前に受注した建設工事であっても、施行後に現場配置技術者の専任が不要となる工事については、発注者からの承諾が得られた場合には、非専任の技術者の配置で足ることとしていただきたい。</p>	<p>現場技術者の途中交代については、監理技術者制度運用マニュアル（平成16年国総建第315号）等において、施工管理をつかさどっている監理技術者から主任技術者への工期途中での交代は慎重かつ最小限とすることとされております。このため、本改正の施行後、工期途中において現場配置技術者の途中交代を行うことについては、工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障が</p>

	<p>ないよう対応することが必要であることにご留意ください。また、本改正の施行により工期途中で専任配置が不要になる工事についても、同様に、監理技術者等が行う工事の施工上の管理により適正な施工を確保する必要があることにご留意ください。</p>
<p>今回の金額要件の引上げに伴い技術者の専任等に係る取扱いを緩和する場合には、速やかに都道府県に通知していただきたい。</p>	<p>今回の金額要件の引上げに際して、技術者の専任等に係る取扱いを緩和することは予定しておりません。</p>
<p>今回の金額要件の引上げにより主任技術者はより多くの建設工事を受け持つことができるようになるため、発注者に提出することが必要な書類の簡素化を検討していただきたい。</p>	<p>建設業法に基づき発注者に提出しなければならない書類については、発注者の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提出するといった簡素化の取組みを行っているところです。</p>